

主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会で  
“欠け（unknown-unknowns）”への対応を議論することの提案

## 1. 経緯

原子力規制委員会における、高経年化した原子炉の安全規制の厳格化のための法改正（本年5月に成立）の検討過程において、非物理的な劣化（設計の古さ）への対応の必要性についての議論がなされた。

議論の中で、劣化の内容に応じて適した仕組みでの対応の必要性が認識され、①物理的な劣化については長期施設管理計画で対応することとし、加えてサプライチェーンの管理もこの制度で対応することとし、②原子炉ごとに“差分”を確認するボトムアップ的なアプローチとして安全性向上評価届出制度で対応するとの方向性が示されるとともに、③原子力安全に絶対安全はなく、常に完全とはならず欠けているところがあるとの認識の下、こうした“欠け（unknown-unknowns）”が無いかを事業者と規制当局の双方で意識し、得られた情報を相互に議論し確認していくことが重要とされた。

併せて、この③“欠け”への対応の議論の場の例示として、主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（CNO会議）の活用、年1回程度の頻度での開催という考え方が示されている。

<参考資料>「設計の古さ」への対応の考え方について（令和5年5月10日 原子力規制委員会了承）

## 2. 提案

上述のような原子力規制委員会での議論を踏まえ、今後、定期的にCNO会議において、次のように“欠け（unknown-unknowns）”への対応を議論することとしたい。

### (1) 頻度

年1回程度を想定。

### (2) 出席者

基本的に通常のCNO会議と同様とする。すなわち、規制側は原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員、事業者側は数社の原子力部門の責任者（CNO）及び原子力エネルギー協議会（ATENA）を想定。議題の内容によっては、ベンダーからの参加を求める場合もあり得る。

### (3) 進め方

当方の考え方は、別紙「進め方のアイディア」参照。事業者側からも、この議論を実りあるものとするための具体的な提案があればいただきたい。

### (4) 議論の際のお互いの関係性

この議論を行う際には、できるだけ規制者・被規制者の関係性を離れ、原子力技術者同士の対等な議論の場となるよう、お互いに心掛ける。

## 進め方のアイディア

### 1. 何を目指した議論とするか

パターンA：具体的な「欠け」の内容を議論する

パターンB：原子力規制委員会・事業者の「欠け」を探す活動に新たな刺激（インスパイア）を与える

### 2. 具体的な議題設定の例

#### (1) パターンA（具体的な欠けを議論）の場合

##### ○「欠け」を探す定例活動の状況を報告し、議論

- ・新知見等として具体的にこういう情報が収集され、こういった議論を経て対応する又はしないこととなった旨の事例などを報告（原子力規制委員会側からは、技術情報検討会の内容などを報告）
- ・新知見等を収集するプロセスに焦点を当て、どういったやり方で情報収集しているかの詳細（検索であれば検索対象の外延や検索ワード等）を報告

#### (2) パターンB（欠けを探す定例活動への刺激）の場合

##### ○海外や他分野の専門家からプレゼンテーションを受け、議論

- ・海外の原子力関係機関や、安全に関わる事業を行う企業（航空宇宙産業等）に我々の問題意識（「欠け」を見出すこと）を説明した上で、これに類似するそれぞれの活動等についてプレゼンテーションを受け、その内容を踏まえた議論を実施

### 3. 議論の結果の取扱い

議論を受けて直接的に、具体的な「欠け」への対応のための規制強化（バックフィット等）の検討を開始することは想定しない。それぞれの「欠け」を探す定例的な活動へのフィードバックが基本。